

ID: 104

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日